



男女共同参画推進委員会

平成26年度男女共同参画に関する作文 入選作品

第53回

中学生の部 優秀賞

女のくせに、男のくせに

安中市立第一中学校3年

長尾 友香

みなさんは「女のくせに、男のくせに」と言われたことはありませんか。確かに男女の違いで、力や口調などさまざまな点で異なることはあると思います。

しかし、「男なんだから泣くな。」という言葉葉を聞いたことはありませんか。男だから、女だからと言っても涙を流すことはだれにでもあり、男が泣いていると恥ずかしく、女が泣いていると可愛らしいというのではないと思います。「女の涙はきれいな」といふことを言う人もたくさんいると思います。でも性別が違うからといって涙がきれいとかそうではないとかそういうような差はないと思います。

日本には昔から参政権などで、男女差別がたくさん使われてきました。今でも政治において、女性より男性の方が優位な立場にいるのが現状です。世界各国では、女性大統領の国もたくさんあります。その中で日本はなぜ政治での立場の違いが未だにづづいているのかという疑問と、普通選挙法が制定されるまえのなごりというものが今も続いているのかなどというしょうがないという気持ちもあります。しかし男性も女性も同じところはない、女だからです。男だからできない、女だから

きない、そんなことはがんばればどうにかなるといえば確かに嘘になります。しかし、何も努力しようとしなくてできないことをただ性別のせいにするのはおかしいと思います。自分のできる最大限のことをつくしてもなお「男のくせに、女のくせに」と言われるとしたら、その時は「自分のできることはしっかりやったからしょうがない」と胸をはって言えると思います。

「男女差別」とだけ聞くと、社会がつくってきた問題に聞こえるけど、実際問題そうじゃないこともあると思います。性別のせいにして何かをあきらめたりしてしまったりそれは自分の弱さの責任だと私は思います。なので、何かのせいにするのではなくまず何かに向き合い自分で道を切り開いていこうとする姿勢が大切だと思います。

「男女差別」

これは社会の問題でもあり、でもやっぱり一番は自分が自分とどう向き合うかの問題だと思います。「差別」ではなく「異なる点」そう考えるとその壁を打ち破ってみようという気になると思います。何かのせいにする前にはまず自分で行動を起こしてみる、それが男女の異なる点の壁を取り払うための一番の方法だと思います。

問合せ▼

困企画課女性政策係（☎内線1021）

消費生活センターからのお知らせ

光回線、インターネット接続サービスの強引な電話勧誘

光回線などのインターネット回線契約やプロバイダー契約を勧める電話が強引だ、何度断ってもかかってくるといった相談が多く寄せられています。

【事例】

以前から「月々の利用料が安くなる」と光回線を勧める電話が何度もあったが、息子でなければ分らないと断っていた。それでも勧誘がやまないの、もう電話してほしくなくて「契約するか分からないけど、資料だけ送って」と言って電話を切った。数日後、書類が届いたので開けてみると、すでに契約したことになるのに驚いた。すぐに書類に載っていたサポートセンターに電話したが「契約のことは分からない」と取り合ってもらえない。



【ひとことアドバイス】

☆しつこい勧誘を断るときは、あいまいな返事をせず、業者名、連絡先、担当者名を聞いたうえで「契約するつもりはないので、電話しないでほしい」旨をはっきりと伝えましょう。契約しないことに理由はいりません。

☆「安くなる」「お得」であることを強調した勧誘によりトラブルとなる場合があります。契約内容を理解したうえで契約しましょう。

☆通信サービスの契約にクーリング・オフは適用されないの、注意が必要です。

【まずは相談しましょう】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時
問合せ▼安中市消費生活センター（☎382-2228）